

横浜市オープンイノベーション推進本部設置要綱

制 定 平成29年 4月 13日 政 政 第 52 号

(趣旨)

第1条 横浜市官民データ活用推進基本条例（以下「条例」という。）の成立を受け、データ活用や共創分野の施策を全庁横断的に検討・合意形成する場として、「横浜市オープンイノベーション推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市官民データ活用推進計画の策定及び推進
- (2) 先進的かつ重要政策課題を解決する公民連携の推進の検討及び方向性の決定
- (3) 横浜市から民間に積極的に発信すべきオープンイノベーションの方向性の検討
- (4) オープンイノベーションに係る関連各区局の取組や国の動向等の情報共有

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部長補佐及び本部員をもって組織する。

- (1) 本部長は、最高情報統括責任者をもって充てる。
- (2) 副本部長は、政策局長をもって充てる。
- (3) 本部長補佐は、最高情報統括責任者補佐監をもって充てる。
- (4) 本部員は、局長及び政策局政策調整担当理事（以下「局長等」という。）とする。
- (5) この要綱において、「局」とは横浜市事務分掌条例(昭和26年10月横浜市条例第44号)第1条に掲げる統括本部及び局、消防局、水道局、交通局、医療局病院経営本部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに議会局をいい、「局長」とは局(会計室及び教育委員会事務局を除く。)の長、会計管理者及び教育長をいう。

(会議)

第4条 推進本部の会議は本部長が招集する。

- 2 本部長は必要に応じて、推進本部の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(本部長等の所掌事務)

第5条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、推進本部の所掌事務について、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその所掌事務を代理する。
- 4 本部長補佐は、推進本部の所掌事務について、専門的な見地から本部長を補佐する。

(プロジェクト)

第6条 推進本部にデータマネジメントプロジェクト及び先進的公民連携プロジェクトを置く。

- (1) データマネジメントプロジェクトは、条例に基づく計画策定及び推進等を検討する。
 - (2) 先進的公民連携プロジェクトは、民間との連携推進として、先進的・重要な取組案件の検討・実現に向けた調整や、新たなPPP手法の検討・導入等を検討する。
- 2 推進本部は、前項に定めるプロジェクトに加え、必要に応じ特別な事項を審議するため、別途プロジェクトを置くことができる。

(事務局)

第7条 推進本部の庶務及び前条に定めるプロジェクトとの連絡・調整は、政策局政策課において処理する。

- 2 データマネジメントプロジェクトの庶務は、政策局政策課において処理する。
- 3 先進的公民連携プロジェクトの庶務は、政策局共創推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月13日から施行する。